

変更内容（電灯料助成制度）

【目的】

商店街（まち）をより明るく、より安全・快適にしていくことで、コミュニティ形成機能の強化を図ります。

新たな制度内容

地域の安全等のため、街を明るくご尽力いただいている商店街をしっかりと支援するとともに、維持管理が困難となっている老朽化した商店街街路灯から区街路灯への移行を進めます。

旧制度 (~R6年度)	【補助対象】 残置灯（終夜点灯）の性質を持つ、街路灯・アーチ・アーケードに係る電気料金 【助成基準】 定額助成（1基あたり540円） ※令和5、6年度は電気料金価格高騰に伴う臨時措置として780円
新制度 (R7年度~)	【補助対象】 残置灯の性質を持つ、街路灯・アーチ・アーケードの電灯に係る電気料金 + <u>残置灯の性質を持たないアーケードの電灯に係る電気料金</u> 【助成基準】 定率助成 ○街路灯・アーチ（残置灯）⇒ <u>電灯料支払い実績総額の5分の4</u> ※令和7年度（R7.1~12月使用分）のみ、激変緩和措置として <u>10分の9</u> 助成 ○アーケード ⇒ <u>電灯料支払い実績総額の3分の1</u>